

(問い合わせ先)
令和4年12月30日
広島県農林水産局
担当者：向井
内線：3502
電話：082-513-3502

世羅町における高病原性鳥インフルエンザの 疑似患畜（県内4例目）の確認について（第1報）

令和4年12月30日
畜産課

12月29日、世羅郡世羅町の採卵鶏農場において、家畜伝染病である「高病原性鳥インフルエンザ」が疑われた事例について、PCR検査の結果、H5亜型の遺伝子が確認され、高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜であると判定されました。

県では、国の指針に基づき、当該農場の飼養鶏の殺処分及び通行遮断、移動制限区域の設定等、必要な防疫措置を開始することとしました。

1 農場の概要

- (1) 農場所在地 広島県世羅郡世羅町
- (2) 飼養状況 採卵鶏飼養農場 (規模 約29.0万羽)

2 経緯

- (1) 12月29日(木)、当該農場において、死亡鶏が増加した旨、東部畜産事務所が通報を受け、農場立入検査を実施。
- (2) 同日、家畜防疫員が当該農場において、鳥インフルエンザの簡易検査を実施したところ、A型インフルエンザ陽性を確認。
- (3) 同日、当該農場から西部畜産事務所へ検体を搬入し、遺伝子検査(PCR検査)を開始。
- (4) 当該遺伝子検査(PCR検査)の結果、本日(12月30日(金))、H5亜型の遺伝子が確認され、16時00分、農林水産省により、高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜と判定。
同時刻、陸上自衛隊に災害派遣を要請。

3 今後の対応方針

- (1) 県では以下の防疫措置を開始。
 - ア 発生農場 : 飼養家さんの殺処分、汚染物品等の処理等及び消毒
 - イ 周辺農場 : 鶏等の家さん、病原体を広げるおそれがある物品等を対象とし、当面、発生農場を中心とした区域で移動制限及び搬出制限を実施。
移動制限区域(3km以内) 1農場 飼養羽数 約14.5万羽
搬出制限区域(10km以内) 7農場 飼養羽数 約66.6万羽

ウ 消毒ポイント：県内6カ所（場所は別紙のとおり）。

本日16時より、消毒ポイントを1カ所追加。（せら文化センター）

4 その他

- (1) 我が国ではこれまで家きん肉、家きん卵を食べることにより、人に感染した例は報告されていません。
- (2) 発生農場周辺での取材は、本病のまん延を引き起こすおそれがあること、農家の方のプライバシーを侵害しかねないことから、誠に慎むよう御協力をお願いします。特に、ヘリコプターやドローンを使用する取材は、防疫作業の妨げとなるため、誠に慎むようお願いいたします。
- (3) 今後とも、本件に関する情報提供に努めてまいりますので、生産者等の関係者や消費者が根拠のない噂などにより混乱することがないように、御協力をお願いします。

消毒ポイントリスト

○消毒ポイントの詳細

令和4年12月30日 16:00現在

	消毒ポイント名	設置場所	消毒方式	運営時間	備考
①	せらにし青少年旅行村	世羅町世羅町黒川527-14	動力噴霧器	24時間	
②	三次市三和支所	三次市三和町上板木38-4	動力噴霧器	24時間	
③	世羅町せらにし支所	世羅郡世羅町小国3393	動力噴霧器	24時間	
④	東広島市福富支所	東広島市福富町久芳1545-1	動力噴霧器	24時間	
⑤	三良坂ICパーキングエリア	三次市三良坂町長田388-1	動力噴霧器	24時間	
⑥	せら文化センター	世羅郡世羅町大字寺町1158-3	動力噴霧器	24時間	